

京都市告示第 237 号

京都市伏見障害者デイサービスセンターの指定管理者である社会福祉法人京都障害者福祉センターから、京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例第 4 条第 3 項の規定に基づき、臨時に開所することについて、下記のとおり申請があったため、これを承認しました。

令和元年 7 月 12 日

京都市長 門川 大作

1 臨時に開所する施設

京都市伏見障害者デイサービスセンター

2 臨時に開所する日

令和元年 7 月 15 日（月）

（保健福祉局障害保健福祉推進室）